

令和2年3月9日

経営支援課 金融担当

担当者 高木・横町

内線 2123 直通 0952-25-7093

E-mail: keieishien@pref.saga.lg.jp

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける 中小企業・小規模企業者への金融支援について

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため下記の金融支援を実施します。

記

資金名	新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金(経営改善資金)
融資限度額	8,000万円
資金の用途	運転資金
貸付利率	年1.3%
保証料率	年0%(県が全額負担) (注)セーフティネット保証4号又は5号の市町の認定が必要)
貸付期間	10年(うち据置期間2年)
受付機関	最寄りの金融機関又は最寄りの商工会議所、商工会(組合にあっては、佐賀県中小企業団体中央会)
受付期間	令和2年3月9日から当分の間

詳細な貸付条件等についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- ・佐賀県信用保証協会(0952-24-4342)
- ・最寄りの商工会議所、商工会(組合にあっては、佐賀県中小企業団体中央会)
- ・県経営支援課(0952-25-7093)
- ・最寄りの金融機関
(佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合)

(注)

セーフティネット保証4号

次のいずれにも該当する中小企業者（全業種）

- 申請者が、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

セーフティネット保証5号

次のいずれかに該当する中小企業者

- 指定業種（旅館・ホテル、飲食業、運送業、各種製造業等）に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者